本事業の人員配置について

プロジェクトマネジメント　要求水準書　第2章1

担当者

グループの代表企業から１名選任。
指定管理業務の統括責任者との兼務を可能とする。

Park-PFI事業　公募設置等指針　第1章5（2）、要求水準書　第3章1（1）

Park-PFI事業担当者
（Park-PFI事業の代表者から選任。）
（実施体制を構築すること。）

- 公募対象公園施設　設計担当者
- 公募対象公園施設　施工担当者
- 特定公園施設　設計担当者
- 特定公園施設　施工担当者
- 特定公園施設　工事監理担当者

公募対象公園施設担当企業から受注を
受けた協力企業の担当者を配置することも可能。

※利便増進施設を提案する場合は、公募対象公園施設と同等の人員配置とする。

DB事業

【設計、工事監理業務】　公募設置等指針　第3章1（2）

- 設計　管理技術者（土木・造園）
- 設計　管理技術者（建築）
- 工事監理　管理技術者（土木）
- 工事監理　管理技術者（建築）

兼務を可能とするのは、企業及び管理技術者に求める参加資格要件を
満たす場合とする。

【建設業務】　公募設置等指針　第3章1（2）

・単体の場合

建設　現場代理人 ― 建設　監理技術者

現場代理人と監理技術者は兼務可能。

・特定ＪＶの場合

建設　現場代理人（特定ＪＶ代表） ― 建設　監理技術者（特定ＪＶ代表） ― 建設　主任技術者（特定ＪＶ構成員）

指定管理業務　指定管理業務仕様書　第2章1及び2

統括責任者（正規職員・常勤） ― （例）統括補助担当

災害や事故発生時に、また公園利用者の要望に対応できるよう体制を確保すること。